める。
○農林水産省令第四十七号
○農林水産省令第四十七号 平成二十年七月十六日 農林水産大臣 若林 正俊

三 ウリミバエの防除を行うことを目的とし第六条の二に次の一号を加える。七十三号)の一部を次のように改正する。相物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第植物防疫法施行規則の一部を改正する省令 この省令は、公布の日から施行する。 附 則 て、生殖を不能にされたウリミバエを全産す